

付録V

作業の順序等が不適切であったと考えられる事例

1	集合住宅の解体工事において、天井裏に石綿含有吹付け材のある部屋とない部屋が混在していた。元受業者は、実際には石綿含有吹付け材がある部屋を、石綿含有吹付け材の無い部屋だと取り違えて、その下請負人に対して間仕切りやつり天井の撤去を発注した。その後、当該下請負人によって、石綿含有吹付け材のある部屋にも関わらず、負圧隔離養生することなく解体が行われた。
2	3階の天井裏の吹付け石綿の除去工事や負圧隔離養生に先立ち、3階の室内の解体作業を行ったところ、3階の天井板が落下し、吹付け石綿がむき出しの状態となったほか、吹付け石綿の一部が床に落下した。建屋の老朽化もあり、天井板が落下したものと思われる。
3	建築物の解体工事において、建築物の所有者から石綿含有建材は使用されていないという説明を受けていたこと、当該建築物では改修工事が複数回行われた結果、天井の内装材が厚くなっており天井裏の調査が行いにくかったことから、適切な事前調査がされず、飛散・ばく露防止措置が講じられないまま工事が開始された。工事開始後、天井板を撤去後にレベル1の石綿含有建材が確認された。
4	建築物の解体工事において、天井裏にレベル1の石綿含有建材が使用されていたが、飛散・ばく露防止措置が講じられないまま解体作業が進められた。発注者及び元請業者は当該建材を把握していたものの、その情報が下請業者に適切に共有されず、下請業者が石綿含有建材を把握しないまま作業を進めた。
5	レベル1の石綿含有建材が使用されていることが把握され、大防法及び安衛法に基づく届出が行われた現場において、地方公共団体が敷地境界における石綿濃度測定を行ったところ石綿繊維が検出された。届出がされた箇所では飛散・ばく露防止措置が講じられていたが、別の箇所において、レベル1の石綿含有建材が天井裏に使用されており、当該建材が飛散・ばく露防止措置が講じられないまま天井と共に破碎されていた。本件の原因としては、事前調査が不十分で会ったことのほか、事業者が工期どおりに工事を行うため、飛散・ばく露防止を行わなかったと指摘されている。
6	建築物の解体工事において、機械室の煙突にレベル2のアスベスト含有建材が使用されていたにもかかわらず、飛散・ばく露防止措置が講じられないまま煙突が解体された。原因として以下の点が挙げられている。 ・当該建築物において過去に行われたアスベスト含有建材の除去工事では、機械室は対象に含まれていなかったが、発注者は、当該建築物に使用されていたアスベスト含有建材が全て除去されたものと判断したこと。 ・事業者は、発注者から当該建築物のアスベスト含有建材は全て除去されていると説明され、再度十分な事前調査を行わなかったこと。
7	駅の高架化工事において、レベル3建材を湿潤化せずに除去していた。

出典) 1, 2 : 都道府県労働局からの報告を元に厚生労働省労働基準局安全衛生部化学物質対策課が作成
 3～7 : 「アスベスト対策に関する行政評価・監視－飛散・ばく露防止対策を中心として－ 結果報告書」(平成28年5月 総務省行政評価局) (https://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/104144.html#kekka_houkoku) を元に作成
 (3 : p. 43 No.4、4 : p. 47 No.15、5 : p. 47 No.16、6 : p. 51 No.26、7 : p. 156 表 2-(6)-⑫No.2)